

『産業用ロボット』特別教育（教示＋検査） （学科のみ）

産業用ロボットの業務に労働者を就かせる事業者は、労働安全衛生法第59条3項の規定により、その労働者に対して特別教育を行わなければならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって標記教育の内、学科に係る教育を実施致します。

実技に関する教育は各事業者（企業）にて実施していただきますので、本講習は事業者（企業）からの申込みのみの受け付けとし個人での受講申込みはできませんのでご了承願います。

実技教育は事業所で、法で定める教育を実施願います（安全衛生特別教育規程 第19条）

1. 日時・場所

回	日 程	時 間
第1回	2026年 6月25日～26日（木～金）	9:00～受付 1日目：9:20～16:30
第2回	2027年 1月14日～15日（木～金）	2日目：9:00～17:15
会 場	若松市民会館（JR若松駅前） 2階 第三集会室	

（注）受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います。

2. 受講料・テキスト代（消費税 10%込み）

（単位：円）

区 分	受講料			テキスト代			合計 （税込）
	受講料	消費税		テキスト代	消費税		
会 員	18,000	1,800	19,800	1,800	180	1,980	21,780
一 般	20,000	2,000	22,000				23,980

※ 若松労働基準協会会員に限らず、福岡県下の労働基準協会会員は会員料金を適用します。

3. 定員：36名

4. カリキュラム

日程	科 目	時間
1日目	産業用ロボットに関する知識	4.0時間
	教示等の作業に関する知識	4.0時間
2日目	関係法令（RA含む）	1.0時間
	検査等の作業に関する知識	4.0時間
合 計		13.0時間

5. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目 13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 **FAX：093-863-6567**
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会
（振込手数料は貴社でご負担願います）

FAX:093-863-6567

【産業用ロボット特別教育】受講申請書

(個人での申込みは出来ません)

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名	生年月日 (昭和・平成)	〒		現住所 携帯:	
		〒		携帯:	
		〒		携帯:	
		〒		携帯:	
		〒		携帯:	
所 属 事業所	所在地	〒			
		都 道 府 県			
	事業所名 (印不要)	業 種 : <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他			
	TEL	FAX			
連絡先	担当者所属・氏名	(電話)			
		(FAX)			
【受講希望日】	月 日	受講料振込予定日	令和	年	月 日
		受講料(合計)	円		
□福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名: 若松・その他()協会]					
□福岡県下労働基準協会の会員ではない					

この受講申請書にご記入いただいた個人情報(氏名、住所、電話番号等)は講習業務の申し込み、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 令和 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿

産業用ロボットに係る実技特別教育について

学科の特別教育が修了した方に対する実技の特別教育は、産業用ロボットの種類が多種多様であり、画一的な教材で実施することは実情にそぐわないと思われるため、それぞれの事業場で実施して頂くことにしています。

実施については下記によりお願いいたします。

記

1. 教育の科目・時間等は次の通り。

使用するテキストは、中災防発行「産業用ロボットの安全必携」（特別教育用テキスト）をおすすめします。

① 教示等の業務に係る教育

産業用ロボットの操作の方法 1 時間

- ・画面操作
- ・シヨグ動作

産業用ロボットの教示等の作業の方法 2 時間

- ・プログラム名称登録
- ・プログラム作成
- ・軌跡確認
- ・自動運転

② 検査等の業務に係る教育

産業用ロボットの検査等の作業の方法 3 時間

- ・データバックアップ
- ・基板交換
- ・原点位置合わせ

2. 講師の適任者が社内におられない場合には、メーカーなどに依頼する等の方法により実施して下さい。

教育実施に際しては、講師・受講者の安全に留意して下さい。

3. 実技教育が終了した場合には、安全衛生特別教育規程に基づき教育実施記録に証明印（所属長印）を押印し保存しておいて下さい。

特別教育は各都道府県の労働基準協会連合会やロボットメーカーが定期的に開催していますが、実技教育は事業所で使用中のロボットメーカーでの受講をおすすめします。

なぜなら、プログラミングの仕様や言語に違いがあるからです。

せっかく受講したのに全く使えなくては意味がありませんので、使用メーカーが決まっている場合はメーカーで受講するようにしましょう。

